

広島県告示第九百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十四年十二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
- 三原市高坂町真良字清次ヶ迫四五の三
- 二 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
- 道路用地とするため